

貸借対照表の公告に伴う定款変更について

NPO法改正による貸借対照表の公告を、現行の定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、定款変更が必要になります。

1 定款変更の手続き

次回以降に開催する総会において、定款変更について議決し、定款変更を所轄庁に届け出てください。

(提出書類) 定款変更届出書 (1部) , 変更後の定款 (2部) , 社員総会の議事録謄本 (1部)

2 定款の記載例

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※下線部の記載については、下記の公告方法別の記載例を参照の上、各法人の状況に合わせて記載してください。

公告方法	記載例
官報	<ul style="list-style-type: none"> ・現行定款が上記の表記になっている場合は、変更の必要なし ・現行定款において官報公告を法人解散及び破産手続き開始の事項のみに限定しているような表記になっている場合 <p>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。</p>
日刊新聞紙	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、広島県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告	<p>【記載例1：法人のホームページを選択する場合】</p> <p>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p> <p>【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】</p> <p>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。</p> <p>【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】</p> <p>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、広島県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</p>
主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）及び清算人が清算法人の破産手続き開始の申立を行った旨の公告（法第31条の12第4項）については、官報に掲載して行う必要があります。

(注2) 下の記載例のように複数の手段を選択することは可能ですが、下線部は必ず「とともに」という表記としてください。【記載例】第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

○ 施行日は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日となります。(改正法附則第1条第2号(2号施行日))【下記表では平成30年10月1日と仮定】

○ 経過措置 (適用対象)

・ 2号施行日以後に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告
(改正法附則第4条第1項)・・・「●」

・ ただし、施行日(平成29年4月1日)前に作成、又は施行日から2号施行日の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は次のいずれかのときに公告

■ 2号施行日以後に遅滞なく公告(同条第2項)・・・「☆」

■ 2号施行日までに公告(同条第3項)・・・「★～☆の間」

特定貸借対照表は、「☆」又は「★～☆の間」のいずれかのときに公告するとともに、資産の総額についても登記が必要です。

